

下水道事業にご協力を

下水道工事は、公共水域の水質保全を図るとともに、皆さんの生活環境の向上を図ることを目的に進められています。下水道が使用できる区域にお住まいで、未接続の方は速やかに下水道への接続をお願いします。

供用開始区域の拡大へ

平成25年度に、大草町上條東割・下條西割、龍岡町下條南割、旭町上條南割地内の一部で実施した下水道工事が、3月末をもって完了し、4月から新たに下水道の供用が開始されます。

供用開始区域に下水道が使用できる土地をお持ちの方

受益者負担金がかかりますので、4月中旬に申告書を送付します。ご確認いただき申請をお願いします。

宅内排水設備接続の方法

下水道に接続する宅内工事については、市が指定した



「排水設備指定工事店」にお申し込みください。指定工事店は市に提出する必要書類の

【表1】

接続時期	補助金額
処理区域公示から1年以内 (平成26年4月供用開始)	8万円
処理区域公示から2年以内 (平成25年4月供用開始)	5万円
処理区域公示から3年以内 (平成24年4月供用開始)	3万円

作成、届出などの手続きを代行します。なお、工事費は個人負担となります。
※指定工事店の一覧は窓口及び市ホームページでご確認ください。

各種補助をご利用ください 排水設備工事融資あっせん

①融資あっせん額
排水設備工事
資金100万円以内

【表2】

人槽区分	補助限度額
5人槽まで	332,000円
6人槽～7人槽	414,000円
8人槽～50人槽	548,000円

- ② 利子補給
市が3%以内の利子補給
- ③ 償還方法
融資を受けた日から3年以内毎月元金均等償還
- ④ 融資あっせん条件
* 処理区域内に居住していること。
* 市税及び受益者負担金の滞納がないこと。

下水道排水設備費補助金

■対象

水道処理区域内において、平成13年4月1日以降に合併処理浄化槽を設置し、市に設置届を出された方で、下水道排水設備工事を実施する方

■補助額
【表1】を参照

合併処理浄化槽 設置促進事業費補助金

下水道認可区域外に、50人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方を対象に、工事費の一部を補助します。

なお、現在ご使用の単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽に取替える場合も補助対象となります。

■補助対象区域

穂坂・中田・穴山・円野・清哲・神山町の全域、旭町山口、鋳物師屋、宮下、小曾根、鍛冶屋(田島を除く)

※これに該当しない区域でも、下水道区域外等補助対象となる場合があります。

■補助額 【表2】を参照

※【表2】と浄化槽の設置費用の4割のいずれか低い方の額
※申請受付は予算額に達した時点で終了します。

■お問い合わせ・お申し込み
上下水道課下水道担当
(内線613・614)



4月6日中央公園ミニS L 運行開始

実物の10分の1スケールのミニS Lが、石炭を焚いて黒い煙を吐きながら、緑の林の中にある全長242mの線路を力強く走り抜けます。ぜひ、ご家族でミニS Lに乗り込んでください。

■運行日時 4～10月の日曜日・祝日
10～12時・13～16時(雨天運休あり)
※毎月広報「情報カレンダー」に掲載します。

■料金 大人・子ども共に1回100円
(3歳未満は、保護者と同乗で無料)
※「こどもの日」は、全員無料!

運行日	4月							5月	
	6	13	20	27	29	5	12	19	26
4月	6	13	20	27	29				
5月	3	4	5	6	11	18	25		
6月	1	8	15	22	29				
7月	6	13	20	21	27				
8月	3	10	17	24	31				
9月	7	14	15	21	23	28			
10月	5	12	13	19	26				

■お問い合わせ 建設課都市計画担当
(内線250・251)